

第

問

設問1 (1)

1. 行政訴訟法(以下略)9条1項にいう処分^②の取得しを求めたところ、法律上の利益を有する者とは、当該処分により自己の権利^③もしくは法律上保護された利益を侵害され、または必然的に侵害されるおそれがある者^③をいう。当該処分を遂行する行政法規が、不特定多数者の具体的な利益を有する一般の公益の中に吸収・涵攝されておらず、それが帰属する個々の個々の利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと認められる場合には、このおける利益もこの法律上保護された利益にある。D, Eは、双方の原告人ではないから、9条2項にいうか? 判断する。②③

2. Dの主張

(1) Dは、小規模な墓地を経営しており、直ぐに大規模な物件墓地になるまで安定した経営が図れるので、被侵害利益は、Dの墓地経営の公益価値と公益性の管理上の利益であると主張する。④②

(2) B市は、法の目的が、国民の宗教的感情、かつ公衆衛生その他公益の増進の観点から、支障なく墓地、埋葬等を行われしこと、目的が一般の公益の保護であるから、本件事例は、直接管理上の利益を保護する文章はない。⑤①
したがって、Dは、^(321条)知事の組織法令の依り得る利益にのみ限られ得る。⑤①

(3) 本件事例は、知事の組織法の第10条1項の規定により経営の許可を受ける事項を定めた関係法令であり、本件事例は、3条で墓地等の経営主体を限定し、同条2項でB市内に設置してあり、3年の経過を要求し、経営の安定を求めている。とすると、法は、墓地等の経営主体の管理上の利益を保護しているといえる。⑥①

(4) 本件基地は大規模であるが、B市内の基地の供給が過剰となることが考えられ、基地が地代住居の居住に近接している人たちが利用することが想定される。基地間の距離が近ければ、その影響は大きく、侵害される。

Dの新築は小規模な基地は本件土地から300メートルと近接しており、Dの増築上の利益が侵害されるおそれがある。そのため、Dは個別的利益として保護しているといえる。

(5) よう、Dには原告主張が認められる。

3. Eの主張

(1) Eは、本件条例を設け、本件条例の生活環境及び衛生環境が悪化しないという被侵害利益を有すると主張する。

(2) D市は、法及び本件条例には、Eの主張する利益に対応する文言はなく、法律上の利益を有する者にあたらないと反論する。

(3) 本件条例は、基地の設置場所について、障害福祉サービスを行う施設の設置場所の制限を設けている(13条1項2号)。14条では基地の構造設備の基準を設け、景観、排水路、便所、ごみ処理の施設の設備を要求している。これらの規定は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるとして、要求している。したがって、関係法令の本件条例は、良好な生活環境及び衛生環境を保護している。

(4) 良好な生活環境及び衛生環境は生活上の安全や健康に影響するものであり、重要な利益である。基地が大規模で、基地間の設置場所が近接している場合は、重要な利益に対する侵害は大きい。

第

問

本件基地は大規模で、本件事業所から約 60メートルに離れており、距離制限 100メートル以内には存在せず。本件事業所母の利用者は数日間滞在することもあり、住宅の居住者とは別な集居地であるので無視できる影響がある。したがって、Eが主張する利益を個別的利益として保護しているといえる。

(5) よて、Eに原告追認が認めらる。

設問1 (2)

1. (1) Eは、本件事業所が本件土地から約 60メートルに離れた位置にあり、本件事業所は各1棟の距離制限規定に違反すると主張する。

(2) B市は本件事業所 13条1項を根拠として、市長が市民の宗教的信仰に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるとして、100メートル以上離れていることも違法と主張する。と主張がある。また、本件基地の経営許可を阻止するもの

(3) DとEが協力して本件申請後に本件事業所を建物のD所
有土地に設置したもので、本来の法趣旨に反すると反論する。

(4) B市は、本件基地の実質的な経営者はAであるとして主張する。Cは宗教法人公益社団法人等ではないため、本件事業所 13条1項 1号、2号に違反し、基地を管理することからして、次当
たり。

(5) B市は、確かにCからAに對し、基地経営の権限を移す行為
とし、必要費用の融資も行うとしている。しかし、Aは本件基地の経営
を行おうとして、本件土地を購入し所有権を得る。本件説明会を
Aは開催し、基地の開発準備を行う。Aが本件申請を行って

いるので A は自ら事業を営んでいるといえる。それ A の宗教法人であり、市街地を約 10 区画ある B 市の区域内に有しているため、本件条例 3 条 1 項 1 号に該当すると反論する。

3. (1) E は、2 つの違法事由を主張できるとする。B 市は「自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取扱いを求めたこと」について（10 条 1 項）と反論する。

取扱い法（3 条 2 項）は、行政処分がなされる原告の権利・利益の救済を図るものである。したがって、自己の法律上の利益に關するものについてのみ違法主張できる。

(2) 本件において、E は本件事業所の良好な生活環境及び衛生環境を保護する利益を主張している。本件条例 13 条 1 項 2 号の拒絶制限規定は、公衆衛生、生活環境に支障がないように設計された規定であり、E の主張と一致するのみ自己の法律上の利益に關係があるといえる。

他方、本件条例 3 条の経営主体の主張は、この規定が公益的経営の安定性を目的としているため、E の主張とは一致しないので 10 条 1 項の規定に反する。

設問 2

1. (1) A は、B 市市長が本件申請に対して本件不許可処分を「裁量権の濫用をいふ又はその濫用がある」として違法を主張する。

(2) B 市は、法 10 条 1 項が、基礎的経営者に対して具体的な許可基準を規定していること、基礎的の経営許可に關しては専門技術的、政策的判断が必要であるため、経営不許可処分をなすことについて裁量

かあると主張する。又、その判断が重要な事実の基礎を欠くか。判断内容が不公正と著しく不合理である場合に裁量の違背は理由(3)の1つなり而して不許可処分が違法となる。

(3) 本件不許可処分理由(4) 本件基地周辺の生活環境及び衛生環境が悪化する恐れから、周辺住民の反対運動が激しなること、(5) Dの基地も属するB市内のその他の後述が適利となり、これらに照らして悪影響が及ぶとある。

(4) 1は本件条例で公益衛生その他公益・福祉の用地から、13条1項1号、同条2項、14条1項、2項を定め、周辺住民に対する説明会の開催、市への報告を要求している(6条)。Aは本件基地の改定に当り、212施設を併行すると周辺の生活環境に調和するよう十分配慮しているとしているが、住民の多くはこれに十分では無いと考えており、判断内容が不公正と著しく不合理であるといえない。

(5) 1は、Dの基地も属するB市内には後述の用地があり、いかなる後述も適利の意味で、空乏区画が目立つようになっている。本件基地の経営が良好なDの基地のよう小規模な用地は経営が安定し、経営が可能なとあると判断しているが、これに本件条例が求める経営の安定を考慮して判断している。+ 基地の公益性 法105

(4) おいて、本件不許可処分はB市の裁量と適法理由にあるといえる。適法である。

以上

[設問1]

(1)

1. D及びEが本件許可処分取消しを求め取消訴訟(行政事件訴訟法(以下、法名略)3条2項を提起した場合に原告適格(9条1項)が認められるか。

2. 原告適格は「法律上の利益を有する者」に認められる。「法律上の利益を有する者」とは当該処分により自己の権利若しくは法律上保護される利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者という。法律上保護される利益とは、当該処分を定めた根拠法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般の公益に吸収解消せしめることせず、それが帰属する個人の個人的利益としてこれを保護する趣意がある場合に認められる。D及びEは本件許可処分の各权利人ではないが、9条2項に基づいて原告適格を判断することになり。

3. (1) 本件条例(以下「条例」という)は、法10条1項の許可条件や手続について少なくとも最低限度遵守しなければならない事項を具体的に定めたものである。基地を経営しようとする場合、条例6条で基地の設置等の計画についての説明会を開催しなければならないが、条例9条2項3号で基地の区域を明示した同4号で基地又は火葬場の周囲10メートル以内の区域の状況を示した図面を申請書に添付しなければならない。また、条例13条1項で住宅等が100メートル以上離れている必要はないとし、同2項で基地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならないと規定されている。また、条例14条1項1号で障壁や垣根等の構造設備を設けなければならない。

2/3

3/3

3/3

11/1

21/1

19/1

第2問

この主張が条文から出てくる
のだからいい

Dの主張が利益と
Eの主張が利益は異なっている

20
1

同2項と周辺の生活環境との調和を求めている。法の趣旨は国民
の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公衆の福祉の観点から
墓地経営を行うことと目的としている(法1条)。

2) 以上の点から、条例は墓地の周辺に住む人の宗教的感情や
公衆衛生に配慮し、特に墓地から100メートル以内に居住する人の
生活と一般の公益に吸収解消されるべきで、個人の個別利益
といふ保護する趣旨であるとみる。

4. Dについて

利益がある

1) Dは本件土地から約300メートル離れた位置に自ら経営する宗教法
人の事務所があり、同所を約10年前から小規模な墓地を経営しており、
本件墓地は規模が大きく、その経営が始まると自らの墓地経営が
立ち行かなくなると考えている。条例3条1項で墓地経営は原則として
地の宗教団体に、例外的に設置してから3年を経過している宗教法人
に認められている(同1項1号、同2項)ことから、墓地経営には公益性と
安定性が必要であり、自らの経営悪化により墓地の管理が
不十分となることは法の趣旨に反し、自らの権利を守るために本件
訴訟の原告適格があると主張することが考えられる。

④
1/2

2) これに対しB市としてはDの墓地は本件土地から約300メートル
離れており、墓地経営には公益性と安定性が必要であるが、たとえ
本件墓地経営が始まってもD自身が宗教法人として経営努力を怠ら
ず、法律上保護されるべきはないと反論することが考えられる。

3) 確かに条例3条1項において墓地経営は公益性と安定性が必要と定め
ているが、既述のように本件条例は法の趣旨に基づき、周辺住民の

(第2問)

（第2問）

生活と個人の個別的利益として保護するものであり、墓地経営は経済的利益を保護するものではない。

よって、Dに原告資格は認められない。

5. Eについて

1) 一方、Eは本件土地から約80メートル離れたD所有土地に本件事業所を設置し、短期入所用の入所施設を有しており、条例13条1項2に該当する。従来の施設を引越した点から、Eは定員に近い利用者が日常的に利用しており、数日間連続して入所する利用者もいるから、本件墓地によつて入所者の生活環境や衛生環境の悪化が生じ、本件事業の業務に無視できない影響を及ぼす懸念があるから、本件訴訟の原告資格を有すると主張することが考えられる。

2) B市としてはあくまで本件事業所を利用する者は一時的であり、居住者ではないから、本件墓地経営の影響は受けないと反論することが考えられる。

3) 確かにB市の反論のように、一時的な利用者は影響を受けないかもしれない。しかし、本件事業所は障害福祉サービスを行う施設であり、長期間に渡り入居する者も多く存在することが予想され、その場合は完全の居住者と変わりがない実態があるといえる。そうであれば、条例は住民の生活と個人の個別的利益として保護するものであり、Eの主張は妥当である。よって、Eに原告資格が認められる。

(2)

1. Eについては本件許可処分が違法であるとして1) 本件条例13条1項違反について、2) 本件条例13条1項1号違反について、それぞれ主張することが考えられる。

2. 1)に 入る

ア) 区では、本件事業所は条例13条1項2号に該当する施設であるにもか
かわらず、本件土地は約80メートルしか離れていないから、本件許可処分
は条例13条1項違反であると主張することが考えられる。

イ) さらに文に「B市の反論」といって、確かに同条1項は「100メートル
以上、の距離制限を設けてはいるが、市長はその例外を認める裁量
権を有し、たとえ80メートルしか離れていないことも具体的な状況と
総合的に判断して市長が裁量により、許可することは違法ではないと
反論することが考えられる。

また、区では本件事業所はB市の許可処分を阻止しようとして区
が協力して意図的に移転させたものであるから権利濫用(民法条
3項)といえ、本件条例13条1項2号に該当しない反論が考えられる。

3. 2)に 入る

ア) 区では、墓地経営には公益性と密着性が必要であるとの観点から
条例3条1項の要件(1号2号)を満たす宗教法人に墓地経営を認め、
本件ではAが許可を得たこと、つまり、Aは各義と貸す
だけである。実質的な経営者はCである。なぜなら、本来C
が条例3条1項により許可を得たから、B市の約10年前に
墓地経営を行っていた宗教法人であり、資金のAに用地買収
等の必要経費を全額無利息で融資し、これによりAが本件土地を
購入したのである経緯があり、本件説明会にはCの従業員も出席し
説明会を行っていた。実質的な経営者がCであるならば、本件
許可処分はAに与えられたCも条例3条1項違反であると主張することが考えられる。

第2問

1) 以下に於いてB市の反論としては10条項で取消訴訟において「自己の法上の利益」がある場合に違法を主張できるといふ。条例3条は基地経営の公益性と安定性を保護する趣意あり。基地経営に関係する上には「自己の法上の利益」があるから違法の主張はできないと主張することもできる。

〔設問2〕

1. (ア)について

(1) Aといふは、B市長に裁量権が与えられているといふ。その判断が全く事実の基礎を欠き、または社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかな場合、裁量権の逸脱・濫用として違法である(30条)。Aは右件基地の設置にあたり植栽を行う等周辺住民と調和するように配慮している。これにもかかわらず、B市長が右件基地周辺の生活環境等が悪化するとの懸念が周辺住民の反対運動が激しななことを理由に本件不許可処分をなすこと考慮しなくしてよいことを考慮した他事を考慮するといふ。裁量権の逸脱・濫用となり違法であると主張することもできる。

(2) 以下に於いてB市といふは、条例は周辺地域に居住する者の生活環境や衛生環境を保護する趣意であるから、周辺に住民の反対運動の激化を考慮することは他事を考慮にあたり、本件不許可処分は裁量権の逸脱・濫用にはあたらない。Aは植栽を行うことで周辺の生活環境と調和するように十分配慮していると主張するが大半の住民はこれとは反対であると主張しているからAの主張は失当であると反論することもできる。

2. (イ)について

(1) Aといふは、B市内の墓地の供給が過剰となり、墓地経営に悪影響が

理由ない。作文で

3
3
4
9

反びして不許可処分したことは、基地経営とい、とも経営と
ある以上淘汰は必要と得ないが、他事考慮がある、在り、裁量権の
逸脱・濫用で違法であると主張することはできない。

(2) それに代りてB市としては条例の趣旨から基地経営には
公益性と安定性が必要であるが、現在でもDのような空室区画が
ある小規模経営を保護の観点からも資金力と背景にした右申請を
不許可とすることは裁量権の逸脱・濫用にはあたらないと
反論することはできない。

以上

(第2問)

(第2問)

設問1 (1) D及びEの原告適格

1. 取消訴訟の原告適格を有する「法律上の利益を有する者」(行訴法9条1項)とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は、必然的に侵害されるおそれのある者も含む。そして当該処分を定めた行政法規が、不特定多数の者の具体的利益を専ら一般の公益の中に吸収解決しないことめず、それが帰属する個々の個別的利益としてこれを保護すべきものとする趣旨を含有して解決する場合には、このような利益も含まれる。処分の相手方以外の者については、9条2項に掲げる事由も考慮して判断する。

2. (1) Dについては、経営上の悪影響が問題になる。差地^も経営^もしようとする者は、都道府県知事の許可が必要である(差地法10条1項)。しかし許可要件について具体的に定められていない。これを受けて本件条例が、必要な事項を定めている(本件条例1条)。本件条例は、差地経営の主体を原則として地方公共団体としており、それ以外の法人は例外的に経営主体になることができるという規定になっている(3条1項本文)。そして、許可を得るには、9条、申請書を提出しなければならない。その添付書類として、経営に係る資金計画書^{9条11条}が要求されている(9条2項5号)。差地の経営は有期間に決まっても定められるので、経営上の支度は重要であるから経営上

(第2問)

の利益は一般的公益として保護される。そして、既存の墓地経営の悪化は、新しい墓地が近ければ近いほど、規模が大きければ大きいほど増加していくものがある。この墓地経営の悪影響の被害を直接受けるおそれのある者に、原告が法律上保護された利益が認められる。

本件では、Aの本件墓地とDの墓地は約300メートル離れているが、大規模なため、経営に対する影響は大きく、~~悪化~~経営悪化という悪影響の被害を直接受ける。よって、原告資格があるという主張を行うと考えられる。

(2) これに対し、B市は、墓地の経営者の経営悪化によって、墓地の管理が不十分にすることは、法の趣旨目的から見て、ではないと反論することが考えられる。

(3) 法1条は「墓地の管理を国民の宗教的感念に關し且つ公衆衛生その他公益の福祉の増進に資する」と規定している。この規定から、経営主体の限定も、経営の公益性の観点から規定されているにすぎず、既存の墓地経営の悪化を個別的な利益として保護しているわけではない。よって、Dに原告資格は認められない。

3. (1) Eに入れば、生活環境及び衛生環境の悪化が問題となる。

法1条は、墓地の管理に公衆衛生の支障なく行われることを目的の一つとしており、衛生環境の悪化は周辺住民に影響を及ぼす。そのため、本件原告は、

（第2問）

事前に説明会の開催を要求しておいた。また、許可にあつては、周囲100メートル以内の状況を明らかにした図面（9条2項4号）の添付も要求されておいた。さらに、設置基準が本件条例13条1項は距離制限を課している。これらの規定からすると、周辺住民の生活環境や公衆衛生を一般的公衆として保護している。

そして、そのような被害を受けるのは、墓地に近ければ近いほど深刻になっていく。腐敗臭や雑音などの生活環境や衛生環境に対する被害を直接受けとめる者が、法律上保護された利益が認められる。

本件では、事務所は、本件土地から80メートル以内であるから、生活環境や衛生環境に対する被害を直接受けとめることができる。

よって、Eは原告資格が認められるという主張が認められる。

(2) これに対して、生活環境や公衆衛生は公衆にすぎず、具体的利益として保護されないという反論が想定される。

(3) たしかに、Eの主張するおりに距離制限規定をもって周辺住民の生活環境や公衆衛生に配慮はしている。しかし、廃棄物の処理の福祉の観点から行われることだが規定されているだけにすぎず、特に周辺住民も保護している規定はないから、個別的な利益とまでは保護されない。

よって、Eにも原告資格が認められる。

設問1(1)

1. 下掲の事件許可処分が違法であるという主張。

(1) まず、本件許可処分は本件条例13条¹³項に違反す。

差地経営の許可について、法10条は要件手続を定めていないから、~~許可の可否~~の判断に裁量が認められ、

すなわち、裁量処分は、~~処分~~考慮した事実に基づく裁量で、明らかに合理性を欠いており、他方考慮すべき事項を十分に考慮しておらず、その結果、重要な事実の基礎を欠くか又は社会通念上著しく多量性を欠く、裁量権の範囲を超え又は著しく濫用があったとして違法にない。

本件事務所は、本件土地から80メートルしか離れておらず、距離制限規定に反する、例外的に許可されるのは、~~通常~~生活に衛生に及ぼす影響がほいといふだけで、本件事務所の利用者は数日間滞在おこし、その中で住居の居住者とは異なるという実態がある。この点、生活衛生に及ぼす影響があるといふこれらの事情を考慮すべきである。にもかかわらず、考慮していない。

よって、距離制限を解除し、これが裁量権の濫用に当たり、違法である。

(2) 次に、下掲は、本件差地の実質的な経営者はAである。Cであると主張している。

本件差地の経営はAが行うとしてされている。しかし、A+1では大規模な差地の経営を行うのは見極め

（第2問）

に困難であったという事情。この必要な費用を全額
利息で返済するとの申込みがあれば、本件土地の買
入もままならなかった。そのため実質上の経営者として
あり、Aは名板貸しとしていたといえる。差地の経営主体を
制限した本件条例3条に違反する。

ただし、本件条例3条は差地の経営主体を制限しているもの
の、名板貸しを禁止する規定はない。しかし、差地経営主体
を制限している趣旨は、差地が子孫に引き継がれていくことが
想定されるため、長期間に渡る経営の安定が求められる。株式
会社は経営判断のミスや思わぬ不況に起因する事情
により短期間で業績が大きく変動するおそれがあるから、
長期間の経営安定が求められる。難しいと入力したことに
基づき、実質的経営者かであることはこの趣旨に反する
ことにはなるから違法である。

2. B市の反論

(1) まず、本件条例3条改正に違反するという主張に対して
DとEが協働して本件事業所を差地的にD所有土地
に設置したという事情がある。

行政法。一般原則として権利濫用は禁止される。

本件では、DとEは本件許可処分を阻止しようとして上記
行為をした。このような場合にまで申請者に不利な裁
決を下すのは不当であるから、DとEの行為は権利
濫用に当たり許されない。

第2問

(2) 次に、差地・経営主体の安定性を求めるならば、株式会社であることをもって直ちに違法になるわけではないと反論すべきである。

大企業の場合、多角的な経事業内容において経営が安定している会社も^{会社の}多く、規模にもよれば都道府県の予算よりも多く資金を回せることもある。そこで株式会社を経営主体であるという事情は重視すべきではない

3. 自己の法律上の利益との関係

取消訴訟が主観訴訟であることから、行言第10条の制限は4条1項の制限と同様に、原告資格を基礎づける法外規定違反^{13四、9四(5)の反論がある}以外の違法主張は許されない。

設問2.

1. Aの主張.

~~Bに裁~~ 差地経営の許可(法10条2項)に裁量があるとしても裁量権の濫用がある。

(1). 周辺住民の反対運動が激しくなったことは法外な本件事例において、公益性を重視していることから、考慮すべきではない事情である。Aとしては、周辺の生活環境が調和するように十分に配慮しているが、~~周辺~~ 生活環境が悪化するという懸念を不当に重視している。

(2). また、差地経営の安定は既存の~~差~~小規模の差地経営持おこまで要求するものでない。これを理由におこすことは他事考慮に~~あつ~~ ^{ので裁量範囲}

(第 2 問)

2. B市の反論

(1) 生活環境への配慮について、住民の多くはそれでは、
不十分だと考えている。法や条例が周辺住民の生活
環境を保護している以上は、納得する程度の配慮
が必要だと考へて、

(2) 小規模な差地が経営破綻して、その差地が
荒廃して、公害発生が懸念して、住民の不安が感
情に適合しなくなるが、公益上の観点から既存
の経営を定を考慮することと訴へた。

以上

〔設問1〕(1)

1. (1) D及びEは、取消訴訟(行政事件訴訟法(以下行訴法とする)3条2項)の原告適格があるとして、以下の主張と行うことが考えられる。この主張は認められるか。

(2) 原告適格とは、「法律上の利益を有する者」(行訴法9条1項)に認められる。法律上の利益を有する者とは、当該処分により自己の^{権利}~~利益~~若しくは法律上保護される利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい、当該処分の根拠法規が不特定多数の者の具体的利益専ら一般公益に吸収・解消されるにとどめず、その帰属する個々の個別的利益を含む趣旨と解することによって判断される。これは9条2項による判断である。本件ではD、Eいずれも名宛人であるため、行訴法9条2項による判断が必要である。

2. Dについて

(1) Dの~~法律上保護される利益~~は現在墓地と経営しているところ、余り気味に空き区画が出ている。そのような状態が本件墓地経営に始まると、D自らの経営に立ち行かなくなると懸念している。このことから、Dは、予定した墓地経営と行うことによる不利益が当該許可により^{生じる}~~発生する~~。

(2) 法墓地、埋葬等に関する法律(以下法とする)1条1号は、「墓地…埋葬等が…国民の宗教的感情に適合し」と規定している。このことから、法は埋葬等は、国民の

条から
おこるのほ
強引
おこる

1 宗教的感情に適合しに形づくられなければならない
2 考えである。安定して墓地経営を行うこととすべきならば
3 宗教的感情に適合しに形づくられべきなるおそれ
4 はないと認め、法1条は、安定して墓地経営を保
5 護する趣旨を含むと解する。

6 (3) 根拠法令であるB市墓地の経営の許可等に関する条例

7 (以下条例とある) 3条1項は、墓地を等と経営することと

8 すべき者と原則として地方公共団体、~~その他~~その他として「宗教

9 法人」としている。これは、宗教法人であれば、宗教的感情⑧

第

10 に適合しに形づくられべきことと異なり得るからである。

11 そうであるとすれば、宗教法人であるDと~~非~~個別別的に

⑨

12 保護する趣旨であるといえる。

⑩

13 (4) そもそも条例Dは300メートルを離れてに場所PTに墓地を

間

14 PT有している。条例9条2項⁽⁴⁾によれば「同法第100メートルの

15 区域」の状況を明らかにして図面と許可を受ける際の⑬

16 添付書類として求めている。つまり条例は、~~同法~~同法100メ

17 ルの区域に影響を及ぼすと考えられていることから、300メートルを

18 離れているDは、保護範囲に含まれない。

19 (5) 以上よりDの原告適格は認められない。

20 3. Eについて

21 (1) Eは、本件墓地の経営が始まることにより、生活環境

22 及び衛生環境の悪化が生じ、事業PTの業務に無

23 視できない影響を及ぼすと考えられている。そもそも事業PTは、

原告の主張の要旨を要約する

利用者が数日滞在することもあり、住宅の居住者と変わり
ない実態がある。そこで、Eは、事業所の者の生活環境
及び衛生環境の悪化という不利益の許可によつて生じる。

(2) 法1条は、「墓地、埋葬等が、公衆衛生その他公共の
福祉の見地から支拂ふに付されることと目付とする」と規
定していることから、~~周辺住民の生活環境を~~生活環境
及び衛生環境の悪化を~~防止する~~保護する趣旨があると
解釈される。 (同上、(条)からも、この趣旨は)

(3) 生活環境や衛生環境というのは、人々の生命・身体
に関わる重要な権利である。法1条 第13条は、敷
地から100メートル以上離れていなければならないものとし、
障害福祉サービスを行う施設と規定している。つまり当該
事業所は、これに該当することから、個別具体的に保護する趣旨
を含むと解釈される。

(4) さらに、事業所は80メートル離れていない場所にあり、第13
条2項(2)の規定する影響を与えるとされる100メートル以内
の場所に位置するといふ、保護の範囲に含まれる。

(5) 以上より Eに原告適格が認められる。

〔設問1〕(2)

1. Eは、本件許可処分が違法であるとして、以下の主張を
行うことを考えられる。

2. (1) 本件許可処分は、第13条1項の「障害者福祉
サービスを行う施設」と許可を出す基地は、100メートル

1 以上高価なといふわけにはならないと規定しているに反する
2 DのP7有する降宮有福祉サービスE(7)事業E7P80メートル
3 以内にあることは違法であると主張する。

4 (2) これに対し、条(9)13条1項は「^{市民の宗教的感情に適合し、かつ}公衆衛生その他公共、福
5 祉の見地から支拂ふと認めるときは」このP272727
6 と規定しており、本件はこれにあたりと反論する。

7 (3) これに対し、条(9)13条1項では、市長が「市民の宗教的感情
8 に適合し、かつ公衆衛生その他... 支拂ふと認めるとき」とい
9 いるから、市長に要するに該当するかどうかの 要件裁量と認めら
10 れるという。なお、これは、市民の宗教的感情に適合するか
11 や公衆衛生等の観点から、地域の特性や専門技術的
12 判断が必要だからである。しかし、行政裁量も無制限に
13 認められるわけでは~~ない(行政訴訟法30条)~~ といふ、社会通念に
14 照らし、著しく妥当性と欠く判断(は裁量権の逸脱・濫
15 用として違法である(行政訴訟法30条)。本件では、説明金に
16 公衆衛生には問題があるとされ、この状況で支拂ふ
17 と認めるとは明らかに事実誤認であったといわざるを得ない。
18 ゆえに、裁量権の逸脱・濫用あり、違法である。

19 ~~2 (4) 事件の決り~~ (4) これに対し、本件はDとEが
20 協同して、意図的に本件土地に事業P7を設置したという
21 事情があり、これは法の条義に値しないというB市の反論
22 がなされる。確かに、法は、既存の法律関係と係争
23 するために規定されているから、あえて危険に付する

結局結論はどっち??

きたものは、保護に通じないという反論が考えられる。

311次に、実質的に経営者は、Aではないのであるから、条例3条の規定する「宗教法人」にCはあたらないため、そもそも墓地を経営とすることは許されないと主張することから、⁽⁹⁾2
考えられる。

(2) 次にAとB市は、条例2、宗教法人と墓地経営者としての、宗教法人であれば、~~宗教法人~~宗教法人として規定する国民の宗教感情に適合して経営を行うことが期待されている。条例2は確かにCが経営しているものの、宗教法人であるAが資金を拠出しており、Aの監視がある中、Cが⁽¹⁵⁾
経営をする状況にあるといえる。そうであれば、墓地の経営と^{1/2}
宗教法人としての法人の趣旨は相反しない。以上の反論が考えられる。

(3) ~~条例~~これらの経過事由を主張するEに對し、B市は、主張制限(行政法10条1項)に該当すると主張する。確かに⁽¹⁷⁾
経営者が誰であるかというのは、一般に公益に吸収・解消される利益と考える。しかし、結果的に宗教法人ではない者が⁰
経営をすれば、適切な墓地経営がなされないために、公衆衛生の害に及ぼすことになる。結果的に、
Eも不利益を受けることになる。そうであるとすれば、一般公益に吸収される利益といえどもEも不利益を受けることから主張制限には該当しないといえる。

[設問2]

●
(
第
問
)

1. (1) B市の不許可処分理由にある(ア)市街地周辺の生活環境及び行生環境に害に与える懸念から周辺住民の反対運動が顕著になったことに対し、Aは、植栽を行うなど周辺環境と調和できるよう十分に配慮しているとして主張する。
① 1/4
→ 他考慮、数量取込限と評価可

(2) これに対しB市は、条例14条は、「植栽を行う等の周辺の... 配慮しなければならない」としており、それに適合していない以上、単に、植栽を行っただけでは、許可するとはできないと反論する。
② 0

2. (1) B市の不許可処分理由にある(イ)Dの墓地を含むB市内の墓地の供給が過剰に過ぎるから、経営者に営利目的を及ぼすことに対し、Aは、条例3条に経営主本を限定している以上、過剰になったとしても、経営に営利目的が及ぼすといふと反論することから考へらる。
③ 1/3
④ 0/9

以上